

平成二十九年七月二十四日開会

平成二十九年七月二十四日閉会

平成二十九年七月

# 甲府地区広域行政事務組合議会臨時会全員協議会会議録

開会時間 午後一時五十一分

○議長（清水 仁君）ただ今から、全員協議会を開会いたします。

議案審査の前に、今井消防長から報告したい旨の申し出がありましたのでこれを許します。

今井消防長。

○消防長（今井 洋君）貴重なお時間をいただきますが、よろしくお願いいたします。

本日も報告する件につきましては、すでに新聞テレビ等により報道されましたが、当消防本部職員が勤務時間中に窃盗行為を起こした事件であります。事件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

本件は平成二十九年四月十六日 日曜日 午前三時三十分ごろ中央消防署の一階事務室において、二十二歳の男性消防士が同僚の机の中にあつた小銭入れから、五百円玉硬貨 十四枚 合計七千円を抜き取るという窃盗行為を行ったものであります。処分につきましては、本人の行なつた行為、当本部の信用を著しく失墜させる行為であると共に、全体の奉仕者たるに相応しくない行為であり、社会人としても公務員としても、あるまじき行為であることから、平成二十九年六月六日付けで、停職二ヶ月の懲戒処分としたものであります。また上司の管理・監督責任等につきまして、中央消防署長 以下四名を消防長訓戒等の処分といたしました。

当本部ではこれまでも不祥事防止対策に関するさまざまな取組みを行なっており、機会があるごとに職員に對しまして、綱紀の保持・服務規律・法令遵守等の徹底に努めてまいりましたが、今後更なる徹底を図り再発防止に努めると共に、圏域住民のみなさまから信頼を失われるような不祥事が発生することのないよう、全体の奉仕者として職員全員が誠心誠意 消防業務に取り組んでまいる所存であります。

誠に申し訳ございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（清水 仁君）この件につきまして質疑はありませんか。

山田 厚君。

○山田 厚君 ああの、まあ、とにかく信用失墜っていうことで、この程度の処分はやむを得ないと思いますが、ただ、この方ですね、七千円・・・、こういうメンタル系の不調とかそういうことは無かったんでしょか？

また、小銭とはいえですね、お金の管理なんかは問題は、職場ではどうなったのか、その二点だけお伺いしたいと思います。

○議長（清水 仁君） 饗場次長。

○次長兼人事課長（饗場正人君） 本人等からの聞き取りによりまして、メンタル系の病気等は無かったというふうに考えております。また、たまたま職員が翌日に使う目的があつて、その小銭入れを持参したという状況でございましたが、中央署及び各署において、現金の管理等について徹底するように指導したところであります。以上でございます。

○山田 厚君 了解しました。

○議長（清水 仁君） 他にありませんか。それでは、質疑を終結いたします。

それでは、議案審査に入ります。

この全員協議会におきましては、議案第十号から議案第十六号の審査を行います。

はじめに、議案第十号「専決処分について」当局の説明を求めます。

宮下警防課長。

○警防課長（宮下光夫君） それでは、議案第十号「専決処分について」ご説明申し上げます。

恐れ入ります、お手元にございます、議案集の、一ページを、お聞き頂きたいと存じます。この専決処分は、地方自治法第七十九条第一項の規定により、「和解及び損害賠償の額の決定について」専決処分しましたので、同条第三項の規定により、報告し、承認を求めらるものでございます。

次の二ページを、お聞き頂きたいと存じます。二の専決処分する理由でございますが、平成二十九年六月十二日、甲府市立石田小学校で発生した本組合職員の公務中の物損事故に関し、和解し、損害賠償の額を決定するに

については、地方自治法第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により議会の議決を必要としますが、示談の履行に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、同法第七十九条第一項の規定により、専決処分したものでございます。

事故の概要でございますが、同日、西消防署貢川出張所のポンプ車隊員が、甲府市立石田小学校の防火水槽の調査を終了し、同校北門の鉄製大型引き戸を閉めた際、北門近くに停車した普通乗用車の後部バンパー部分に、引き戸を接触させ破損させたものでございます。なお、本件につきましては、すでに修理は完了しております。次の三ページを、ご覧いただきたいと存じます。和解の相手方は、記載のとおりでありまして、和解の条件といたしましては、損害賠償金として、当組合から相手方が指定する支払先へ、二万二千二百二十九円を支払うものでございます。

以上で、議案第十号、専決処分いたしました、「和解及び損害賠償の額の決定について」の、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。—— 質疑なしと認めます。

次に、議案第十一号「甲府地区広域行政事務組合条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例制定について」、当局の説明を求めます。

長田事務局次長。

○事務局次長（長田哲也君） それでは、議案第十一号「甲府地区広域行政事務組合条例の左横書き等の整備に伴う特別措置に関する条例制定について」ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案集の四ページから六ページに渡りますが、ご参照いたします。

既に、組織市町におかれましては、条例等に関しては左横書きに整備されているところでございますが、本組合においても例規集の電子化に向け、例規集を左横書き等として整備するために条例を制定するものでござい

す。

改正内容といたしましたし、現に効力を有する本組合の条例を左横書きに改め、内容、効力に影響を及ぼさない限度において用字、用語の統一等の整備についての特別措置を定めるものでございます。

施行日につきましては、平成二十九年九月一日でございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。—— 質疑なしと認めます。

次に、議案第十二号「甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例制定について」、当局の説明を求めます。

長田事務局次長。

○事務局次長（長田哲也君） それでは、議案第十二号「甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例制定について」

ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案集の七ページから三十一ページに渡りますが、ご参照願います。

既に、組織市町におかれましては、条例制定されているところでございますが、本組合においても個人情報保護取扱いに関し必要事項を定め、広域行政の円滑な運営と個人の利益を保護するために甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例を制定するものでございます。

次に、条例の主な内容についてご説明いたしますが、恐れ入りますが、条文の説明につきましては、各組織市町を参考に同様の内容となっておりますので、省略をさせていただきますと存じます。

議案集の八ページをご覧願います。第一章は、総則といたしまして、本条例の目的・定義等を規定するものでございます。

次に、九ページから十三ページに渡りますが第二章は、実施機関における個人情報の取扱いについて、保有・

取得の制限、利用目的の明示、利用及び提供の制限、職員等の義務及び個人情報取扱事務の届出等を規定するものでございます。

次に、十四ページから二十五ページに渡りますが第三章は、開示、訂正及び利用停止についての規定であり、第一節として、開示請求権・開示請求の手続き及び開示義務等を、第二節は、訂正請求権及び手続き等について、第三節は、利用停止請求権及び手続き等について第四節として、審理員による審理手続に関する規定の適用除外等及び審査会への諮問、第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続きを規定するものでございます。次に、二十五ページから二十七ページに渡りますが第四章は、特定個人情報に関する特例について、用語の定義・利用及び提供の制限・任意代理人による開示請求・利用停止請求の事由等について規定するものでございます。

次に、二十七ページ・二十八ページに渡りますが第五章は、甲府地区広域行政事務組合個人情報保護審査会について、個人情報保護審査会の組織及び調査権限等について規定したものでございます。

次に、二十八ページから三十ページに渡りますが第六章は雑則として、適用除外及び苦情処理等について規定したものでございます。

次に三十ページでございますが、第七章として、罰則について規定したものでございます。

最後になります。附則として、施行日を平成二十九年八月一日とするものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。山田 厚君。

○山田 厚君 あ、昨年ですね、広域議会の要望に伴いまして、情報公開条例、それから、今年度、個人情報保護条例を相次いで作っていただき、誠に感謝申し上げます。あの、かなりこれは重要な条例でして、やっぱり、

これは市民の個人の情報を守ったり、それから必要な部分は開示する、お互いに権利とルールを守りあうつていうことで、もっともつと甲府の広域の規模で言えば、ちよつと遅かったなあくらいなところですから、今回改めて作っていただいたつていうことに感謝を申し上げます。

この運用についてですね、先の情報公開条例やそれから個人情報保護条例に関して、その運用をしっかりとするためにも、この広域消防内での職員の皆様に周知、等々はいかになされていますか？その点をお聞きしたいと思います。

○議長（清水 仁君） 長田事務局次長。

○事務局次長（長田哲也君） 周知についてでございますけれども、規則を制定する中で、消防本部と協議いたしました、既に八月一日の施行に向けて職員に規則、個人情報保護条例の制定される旨の通知はされたというようなお話を聞いているところでございますが、その他の周知については、消防の方から答えさせていただきたいと思えます。

○議長（清水 仁君） 伏見次長。

○次長（伏見真幸君） この条例につきましては、八月一日施行ということでございますけれども、消防本部でも落ちが無いよう、各課等に配付し、全職員に周知できるよう対応してまいります。以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君。

○山田 厚君 せっかく、二つの良い条例が出来たつていうことで、その運用をしっかりとさせていただくつていうことで、今後とも職員の皆さんの周知、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（清水 仁君） ほかに質疑はありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第十三号「甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について」、当局の説明を求めます。

長田事務局次長。

○事務局次長（長田哲也君） それでは、議案第十三号「甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案集の三十二ページから三十四ページと合わせて議案第十三号資料の「新旧対照表」をご覧ください。

この条例は、雇用保険法の改正により失業等給付の給付内容等が変更されたことに伴い、本年三月三十一日に公布された雇用保険法等の一部を改正する法律附則第十三条及び第十四条において、国家公務員退職手当法の一部が改正され、平成二十九年四月一日から施行されることとなったため、本組合職員退職手当支給条例においても、失業者の退職手当について定めた第十三条を改正する等、所要の改正を行うものでございます。

第十三条「失業者の退職手当」の規定につきましては、在職期間が短いなどにより、退職手当の支給額が、雇用保険法に基づき就職活動中に受けることが出来る手当の額に満たない場合に、その差額を支給できる旨が規定されております。恐れ入りますが、新旧対照表の一ページをご覧ください。

改正内容といたしましては、第十三条第十項第一号の次に、第二号の「イ」として、失職等により離職した者であつて障害のない者のうち、雇用の更新が出来なかつた者、または解雇された者で、難病等を患う者、または激甚災害により雇用が困難な地域に居住する者、及び災害により離職となった者で、職業指導を行うことが適当であると認められた者を、「ロ」として、身体・知的・精神の障害のある者等で、激甚災害により雇用が困難な地域に居住する者を規定し、手当の支給対象者として加えるものがございます。

また、第二号の追加により、第二号を第三号に、第三号を第四号とするものがございます。  
次に、二ページ・三ページをご覧ください。

第十三条第十一項第五号の改正は、就業のための移送費の支給対象となる者への職業紹介事業者等を行う者として、「特定地方公共団体」及び「職業紹介事業者」を追加するものがございます。



次の、制定附則につきましては、第六条の次に第七条として、第十三条第十項の規定の適用について、五年間の暫定措置を設ける規定を追加するものでございます。

次の、本条例の附則につきましては、第一項は、新条例の施行期日を公布の日といたしますが、第十三条第十項及び附則第四項の規定については平成三十年一月一日施行とするものでございます。

第二項は新条例については、平成二十九年四月一日適用とするものでございます。

四ページをご覧います。

第三項は、適用日における経過措置でございます。

第四項は、移送費に相当する退職手当における経過措置でございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。—— 質疑なしと認めます。

次に、議案第十四号及び議案第十五号「財産の取得について」の二案についての、当局の説明を求めます。

萩原総務課長。

○総務課長（萩原 亨君） それでは、議案第十四号及び第十五号の「財産の取得について」一括説明申し上げます。

議案第十四号及び第十五号の二案件につきましては、当初予算で計上しておりました二台の車両の購入につき、当組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づきまして、議会の議決をいただく必要がございますので、今臨時会に提案するものでございます。

恐れ入りますが、お手元にございます、議案集の三十五ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、議案第十四号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

まず、取得物件の品名及び数量等でございますが、平成八年度に配備いたしました西消防署の救助工作車が、

経年による老朽化が著しいことから、その更新車両として、救助工作車Ⅱ型一台を取得するものでございます。当本部では、この度の救助工作車Ⅱ型の車両更新に当たり、キャビンをハイルーフ仕様とし、車内における隊員の活動空間を確保するとともに、クレーンやウインチ、並びに最新式の救助資機材を積載することとしまして、あらゆる救助事案にも対応出来る車両となっております。

この救助工作車Ⅱ型の購入にしましては、本年六月二十九日、当本部におきまして五者による指名競争入札を行いました結果、株式会社モリタ東京営業部が七千三百九十八万円で落札したものでございます。恐れ入ります、次の三十六ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第十五号同じく、「財産の取得について」ご説明申し上げます。

取得物件の品名及び数量等でございますが、平成二十一年度に配備いたしました、西消防署敷島出張所の高規格救急自動車、経年による老朽化が著しいことから、その更新車両として、高度救命処置用資機材を装備する高規格救急自動車一台を取得するものでございます。

当本部では、この度の高規格救急自動車の更新に当たり、最新式の心電図モニターやAED等の高度救命処置用資機材及び磁気浮上式ストレッチャー架台を装備することとし、更なる救命率の向上が期待されるものでございます。この高規格救急自動車の購入に関しましても、本年六月二十九日、三者による指名競争入札を行いました結果、山梨トヨタ自動車株式会社が三千四十五万六千円で落札したものでございます。

なお、当該車両は緊急消防援助隊の登録車両であることから、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付を受け、更新整備を行うものでございまして、補助金額につきましましては、補助基準額の二分の一で、現在のところ、千三百二十五千円の交付決定を受けてございますが、入札により、事業費が確定したことに伴いまして、補助金の変更承認申請を行う予定でございます。

これらの案件につきましては、今臨時会の議決が得られたならば、正式に契約を締結し、救助工作車Ⅱ型につきましましては、平成三十年三月をめどに、また、高規格救急自動車は、平成二十九年十一月末をめどに、配備した

いと考えております。

なお、車両更新後の措置についてでございますが、西消防署敷島出張所配備の高規格救急自動車につきまして、非常用救急車として再配備し、再配備先の車両を廃車とし、不用品の売却を行う予定でございます。

また、同署配備の救助工作車につきましては、消防・防災に関する国際協力として、車両及び積載品等の国外への供与を行いたいと考えております。

以上で、財産取得二案件についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。——質疑はありませんか。

山田 厚君。

○山田 厚君 あの、経年劣化した車両を取り替えて行くということは、歓迎したいと思えます。その場合、やはり補助金があるといえどもですね、限られた特殊車両っていうのは、高額ですから、どのようにコストを抑えるっていうことも大切かなと思います。その辺で、二者、三者、五者の入札もされたっていう話ですが、その辺の努力をどのようになされたのか、例えば、他の消防本部でも同機種のものと同額の差とか、等々、やれることもあるやに思います。その辺のところをお聞かせください。

○議長（清水 仁君） 萩原総務課長。

○総務課長（萩原 亨君） やはり、消防車両につきましては、山田議員おっしゃるとおり、高額なものになりました、数千万から億単位の車両となります。従いまして、私共でも設計金額を設定するにあたりましては、同様な事業を行っている消防本部等に問い合わせをかける中、設計金額等を設定し、入札を行っておりますので、これからも入札金額につきましては、出来るだけ低費の中でやって行けるよう努力をしまいたいと考えております。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君。

○山田 厚君 その努力に感謝申し上げます。ただ、今年度二月に報道等になされました、無線のデジタル化で県内消防でも談合があったという話がありましたよね。こういう意味でも今後ともしつかりこの問題に對応していただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（清水 仁君） ほかに質疑はありますか。―― 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第十六号「公平委員会委員の選任について」当局の説明を求めます。

長田事務局次長。

○事務局次長（長田哲也君） それでは、議案第十六号「公平委員会委員の選任について」ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案集の三十七ページ・三十八ページをご覧ください。

公平委員会委員の選任につきましては、本組合の公平委員会委員のうち、石原 昭氏の辞職に伴い、後任といまして、昭和町からご推選をいただきました、山本 哲氏を本組合公平委員会委員として選任するにつきまして、議会の同意を必要とすることから、提案するものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。―― 質疑なしと認めます。

以上で、議案第十号から議案第十六号までの全員協議会における審査を終了いたしましたので、全員協議会を閉会いたします。

終了時間 午後二時二十三分